

平成30年4月改正に伴う経営事項審査の再審査について (福島県知事許可業者)

福島県土木部建設産業室

平成30年4月1日から、経営事項審査制度が改正され、新基準が適用されます。
すでに、改正前の旧基準による経営事項審査結果通知書を受けられた方は、下記により再審査の申請をすることができます。

1 経営事項審査改正の概要

(1) 社会性等(W点)のボトムの撤廃

- ・社会保険未加入業者及び法律違反に対する減点措置を厳格化するため、現行制度上「社会性等(W)の合計が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する。

(2) 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

- ・防災活動への貢献状況(W3)による評価点数を現行の15点から20点へ拡大

(3) 「建設機械の保有状況」(W7)の加点方法の見直し

- ①現行1台1点(最大15点)の加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する業者を高く評価(最大15点は変更なし)

台数	1	2	3	4	5	6	7	8~9	10~11	12~13	14~15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

- ②営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象に追加

※改正の概要につきましては、国土交通省HPをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000161.html

2 施行日

平成30年4月1日

※平成30年4月1日以降申請受付分から新基準での審査になります。

3 今回の改正に伴う再審査の受付期間

平成30年4月2日(月)から平成30年7月27日(金)まで

(注)・上記の受付期間は、受審期限です。(予約票の受付期限ではありません。)

- ・予約票の送信の際は、日程に余裕を持ってお手続き下さい。
- ・予約票は、上記期間前でも受付しますが、審査日は4月2日以降の指定となります。

4 再審査の対象

再審査の申請をする日において、有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている経営事項審査結果通知書を有している方に限ります。（有効期間が終了している通知書の再審査は行いません。）

※ なお、「再審査の申立て」は、義務付けではありませんので、必要な場合に再審査の手続きを行ってください。

【重要】

- ・福島県の「平成31・32年度建設工事等入札参加資格審査」（平成30年9月受付開始）において、今回の経営事項審査の改正に伴う**再審査の受審は必須ではありません**。（旧基準での通知書でも受付をします。）
- ・再審査の要否については、入札参加を希望する各公共発注機関における取扱いをご確認の上、判断をお願いいたします。

5 提出書類（知事許可業者）

正本1部・副本2部の計3部を下記の順に綴じて提出して下さい。（記載例も参照下さい。）

No.	提出書類名	備 考
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十一)	<ul style="list-style-type: none"> ・商号、名称、代表者氏名、営業所所在地に変更がない限り前回と同様に記載してください。 ・申請等の区分は「4」（再審査申立）を記入してください。 ・2枚目の下表「審査結果の通知番号」欄等を必ず記入してください。
2	その他の審査項目 (別紙三)	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設機械の保有状況」の項目で、営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものの<u>台数を追加する以外は、前回申請と同内容を記入してください。</u>
4	当初の経営事項審査結果通知書の写し	
5	当初の経営事項審査申請書（一式）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況分析結果通知書を含みます。
6	委 任 状	※申請書を代理人が作成した場合
7	建設機械の保有状況一覧表（別表1）	※新たに評価対象とする建設機械がある場合

6 提示書類

(1) 建設機械の保有状況に係る確認書類

① 建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し

② 上記①の書類に加え、以下の個別の書類

・再審査で受け付ける建設機械は今回新たに評価対象となる機械に限定。

ii 大型ダンプ車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上）

・営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの

・表示番号の指定を受けているもの

・大型ダンプ車の場合は、自動車検査証の写し。備考欄に「営〇〇〇〇（建）」の表示が必要。

※陸運支局等への申請・変更届出が必要になります。詳しくは、最寄りの陸運支局等へお問い合わせください。

（ 福島陸運支局 電話024-546-0345（代表）
※ナビダイヤルにつながるので、「3」輸送・監査部門を選択してください。
いわき自動車検査登録事務所 電話050-5540-2016 ）

7 作成にあたっての主な注意事項

(1) 経営規模等評価再審査申立書(様式第二十五号の十一)について

・様式タイトルは「経営規模等評価再審査申立書」、記載例を参照に不要なものを消してください。

・「項番05」は、コード「4」を記入してください。

・「審査結果の通知番号」欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記入、「審査結果の通知の年月日」欄には、旧結果通知書の通知年月日を記入、「再審査を求める事項」欄には、「平成27年4月1日施行の改正に係る事項」と記入、「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記入してください。

(2) その他の審査項目（社会性等）について

・「項番56」は、前回の台数に今回新たに追加する建設機械を加えた台数を記入してください。

追加するものがない場合は、前回申請と同じ台数を記入してください。

8 手数料

無料です。

(注) ・再審査受付期間終了後（平成30年7月30日以降）は、有料となります。

・今回の改正に伴わないもの（今回の改正に加えて業種追加による再申請を併せて申請する場合など）については、有料となります。

9 留意事項

(1) 再審査は、あくまでも旧基準で発行した通知書の総合評定値を新基準にて算定し直すこととなるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。

(2) 今回の改正では、経営状況分析に係る改正はありませんので、再度経営状況分析を行う必要はありません。

10 旧経営事項審査結果通知書（原本）の取り扱い

回収しません。

※ただし、発注者が当面、競争参加資格の確認等に活用することも想定されますので、廃棄しないでください。